

	地方公営企業法		指定管理者制度	民間譲渡	
	一部適用	全部適用			
メ リ ツ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共の立場から運営するため、地域住民にとって必要であれば不採算部門であっても運営できる。</li> <li>・予算の議決や決算の認定などを受けることから、市民の代表である議会の意向が病院運営に反映される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限と責任の所在が明確になり、予算や人事などの独立した権限を病院事業管理者が持つ。</li> <li>・経営に関する広範な権限が事業管理者に付与されるため、制度的には効率的、弾力的な運営を行うことが可能である。</li> <li>・予算の議決や決算の認定などを受けることから、市民の代表である議会の意向が病院運営に反映される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透明性が高く、責任の所在が明確な法人運営により、効率的、効果的に行行政サービスを提供可能である。</li> <li>・理事者独自の意思決定に基づく臨機応変で自律的な運営が可能である。</li> <li>・柔軟かつ迅速な組織・人事管理や弾力的な予算執行により機動性のある効率的な事業運営が期待できる。</li> <li>・運営実績は外部機関の評価を受けることから、事業の透明性が確保される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用や作業が少なくてすむ。他会計負担金など資金面の負担はない。</li> <li>・民間事業者の経営ノウハウを幅広く活用した病院運営が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における医療サービスの継続性は維持しつつ、自治体としての制限事項が少なくなる。</li> <li>・民間事業者の経営ノウハウを活用した病院運営が期待できる。</li> </ul>
デ メ リ ツ ト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善をしようという意識が希薄になりやすい。</li> <li>・公務員の給与体系となり、人件費が高くなるほか、会計負担金が必要となる。</li> <li>・建築費、委託費、保守管理費などが高くなる傾向がある。</li> <li>・地方公共団体の長に病院運営の権限があることから、病院の状況に対応した機動的、弾力的な運営は一般的には行いにくいと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業管理者に権限を与え、自由に経営をやらせる代わりに、成果が求められる。</li> <li>・積極的な経営改善努力がなければ、一部適用と事实上変わらない。</li> <li>・医療と経営の両方に精通している人材の確保が課題となる。</li> <li>・事業管理者の入件費が増加となる。</li> <li>・労務管理を病院事業単独で行うことから、管理部門拡充による入件費等が増加する。</li> <li>・条例、規則等の整備に係る事務負担が増加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市から分離した場合の財産処分の条件が難しい</li> <li>・法人での人事裁量権が広い。</li> <li>・以下の新たな経費負担が発生する。 (経常経費) <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長等に係る役員報酬</li> <li>・管理部門拡充に伴う人件費</li> <li>・職員採用試験実施経費</li> <li>・雇用保険料</li> </ul> </li> <li>・(一時的経費) <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営企業会計から地方独立行政法人会計基準に変更となることによる人事・会計システム導入(変更)経費</li> <li>・資産管理システム導入経費</li> <li>・名称変更に伴う施設表示板、封筒等の作成経費</li> </ul> </li> </ul> <p>定款や諸規則の策定、労使交渉など、法人設立までに相当の時間と労力が必要となる。</p> <p>中期計画や年度計画の策定、労務管理など移行後の事務負担が増大する。また、計画の達成を重視するあまり、政策医療の水準が低下するおそれがある。適用事例が僅かであることから、移行した場合の成果の検証が不十分である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営に関して自治体の関与が薄くなることから、協定締結以外の件について自治体の意向を運営に反映させるためには、協議が必要となる場合がある。</li> <li>・利益を優先するため、不採算部門は整備されない可能性がある。</li> <li>・指定管理者の引き受け先がない場合が想定される。</li> <li>・経営難など指定管理者の都合により診療ができなくなる場合が考えられることから、政策医療の確保が損なわれる可能性がある。</li> <li>・指定期間終了後、改めて指定管理者を募集しなければならないことから、事業継続の円滑性が課題となる。</li> <li>・現職員は全て退職となるため、一時に多額の退職金が発生する。</li> <li>・経済性を優先するあまり、政策医療の水準が低下するおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民や議会、職員、組合などのステークホルダーとの合意形成が必要である。</li> <li>※政策医療の水準の低下や実施の継続が困難となる場合が想定されることについて、事前に住民の十分な理解を得ておく必要がある。</li> <li>・譲渡を受ける医療法人等がない場合が想定される。</li> <li>・経営難など医療法人等の都合により診療ができなくなる場合が考えられることから、政策医療の確保が損なわれる可能性がある。</li> <li>・現職員は全て退職となることから、一時に多額の退職金が発生する。</li> <li>・企業債の繰上償還が必要となる。</li> <li>・経済性を優先するあまり、政策医療の水準が低下する。</li> </ul>

## 経営形態に関する特徴①

項目	地方公営企業法		地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者制度	民間譲渡
	一部適用	全部適用			
基本的事項	地方公共団体の長	事業管理者 (特別職) ・地方公共団体の長が任命 ・予算の調製、議会への議案提出、決算の審査、認定の付議、過料を科すこと、を除き事業管理者に運営の権限が付与される。 ・あくまでも地方公共団体の補助機関。	理事長（法人の長） ・地方公共団体の長が任命 ・職員の任免、組織、予算など運営に係る権限は理事長が有する。	指定管理者 ・職員の任免、組織、予算など運営に係る権限は指定管理者が有する。	医療法人等の長
	地方公共団体（市長）				
	地方公営企業法（財務のみ）	地方公営企業法	地方独立行政法人法	地方自治法	一
	・公共的サービスを経済性に基づき効率的に提供する手段であり、独立採算を原則とし、特別会計を通じて長期的にも受益と負担の関係を明確にした事業運営が図られる。	・公共的サービスを経済性に基づき効率的に提供する手段であり、独立採算を原則とし、特別会計を通じて長期的にも受益と負担の関係を明確にした事業運営が図られる。 ・条例の定めにより、地方公営企業法の組織に関する規定及び職員の身分の取り扱いに関する規定も含めてすべての規定を適用する。	・住民の生活や地域社会の安定などの公共上の見地から確実に実施される必要がある事務・事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接実施する必要はないが、民間の主体では確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるために地方公共団体が設立する法人。	・普通地方公共団体は、公の施設（住民の福祉をもってその利用に供するための施設）の設置の目的を効果的に達成するためには、条例の定めるところにより、当該公の施設の管理を行わせることができる。	
政策医療の確保	地方公共団体の一部 公営企業であることから、政策医療の提供は確保される。		独立した法人 ・地方公共団体が議会の議決を経て定款を定め設立。 地方公共団体が示した中期目標(3年～5年)に基づき事業を実施するため、一定の公共性は確保される。	公設民営制度 ・地方公共団体が施設を整備し、独立した法人に病院の運営管理全般を包括的に委ねる。 協定により、政策医療の実施を義務付けることは可能である。	民間医療法人等 協議により、政策医療の実施は可能であるが、公的関与は相当薄れることとなる。
	地方公営企業法に基づき「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」、「当該地方公営企業の性格上能率的な経営を行つてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については一般会計が負担。		地方独立行政法人法に基づき地方公営企業に準じた取扱いとなる。 ※法律において財政面における政策医療の提供が担保される。	政策医療実施に係る一般会計からの財政措置が必要となる。	政策医療実施に係る一般会計からの財政措置を求められる可能性がある。

## 経営形態に関する特徴②

項目	地方公営企業法		地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者制度	民間譲渡
	一部適用	全部適用			
効率的な経営	組織	設置条例で規定		理事長が決定	指定管理者が決定 医療法人等の長が決定
	任職 命員	地方公共団体の長が任命	事業管理者が任命	理事長が任命	指定管理者が任命 医療法人等の長が任命
	定員	上限あり ・条例で規定		制限なし ・中期計画の範囲内で法人が設定する。	制限なし ※弾力的な人員配置が可能となる。 制限なし ※弾力的な人員配置が可能となる。
	職員の給与	条例で規定 ・地方公共団体と同一の給与制度である。	事業管理者が決定 ・独自の給料表設定が可能である。 ・給与の種類と基準は条例で規定する。 ※実態としては、市長部局や他の全部適用事業との均衡を考慮し、それらの給与制度に準じる運用事例が多い。	法人の規程により決定 ※移行した職員には、現給保障が必要となる場合が想定され、人件費削減効果を直ちに得ることは難しい場合も考えられる。	指定管理者の規程により決定 医療法人等の規程により決定
	予算	地方公共団体の長が作成 ・議会の議決が必要である。	事業管理者が原案及び説明書を作成。 ・首長が調製し、議会の議決が必要。 ※病院の意向を反映させやすくなるが、一般会計からの繰入があるため、予算全体に対して協議が求められる。	中期計画の範囲内で理事長が作成 ・議会の議決は必要ない。 ※病院の意向に沿った中長期的な視点に立つ予算の編成が可能となる。	指定管理者が作成 ・議会の議決は必要ない。 ※病院の意向に沿った中長期的な視点に立つ予算の編成が可能となる。 医療法人等が作成 ・地方公共団体や議会等への報告は必要ない。 ※病院の意向に沿った中長期的な視点に立つ予算の編成が可能となる。
	決算	地方公共団体の長が調製したのちに、議会が認定。	事業管理者が調製し、関係書類を地方公共団体の長に提出したのちに、議会が認定。	財務諸表を作成して地方公共団体の長に提出。	地方公共団体の長に対し、毎年度、事業報告書を提出。 医療法人等が作成。
	中期目標	義務付けなし	義務付けなし	・中期目標は市長が作成し議決が必要 ・中期計画は法人側が作成し市長の認可、議会の承認が必要	義務付けなし 義務付けなし
	制度評価	なし (議会によるチェック)	なし (議会によるチェック)	第三者機関である評価委員会での評価。	義務付けなし 義務付けなし
	契約	地方公共団体の長が契約 ・年度を超える契約は、長期継続契約以外は債務負担行為が必要。随意契約の場合、金額等の制限がある。	事業管理者が契約 ・その他同左	理事長が契約 ・公営企業のような制約はない。 ※複数年契約など多様な契約形態が可能となる。	指定管理者が契約 ・公営企業のような制約はない。 ※複数年契約など多様な契約形態が可能となる。 医療法人等の長が契約 ・公営企業のような制約はない。 ※複数年契約など多様な契約形態が可能となる。
	長金	起債		設立団体（地方公共団体）から借入 ・独自での借入、起債はできない。	独自調達
	短金	一時借入金 ・予算の限度額内で借入が可能。		一時借入金 ・中期計画の範囲内で借入が可能である。	独自調達
	計運 画営	制度無し		地方公共団体の長が示した中期目標に基づき法人が中期計画を策定します。 ・中期目標、中期計画は議会の議決が必要となる。	制度無し

### 経営形態に関する特徴③

項目	地方公営企業法		地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者制度	民間譲渡
	一部適用	全部適用			
移行の円滑性	職員分身の	地方公務員	法人職員 (非公務員) ・「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」による派遣がある。 ※身分が非公務員となるため、処遇問題など調整に労力と時間が必要となる。	指定管理者職員 (民間職員) ・現職員は退職となる。 ・継続して雇用された場合についても身分は非公務員となる。 ・処遇問題など調整に労力と時間が必要となる。	指定管理者職員 (民間職員) ・現職員は退職となる。 ・継続して雇用された場合についても身分は非公務員となる。 ・処遇問題など調整に労力と時間が必要となる。
	現職員の継続雇用	現行のまま地方公務員として勤務する。	別に辞令がない場合は自動的に法人職員に移行となる。	指定管理者と新たに雇用契約を締結する必用がある。 ・現職員の継続雇用について、指定管理者と事前協議が必要となる。 ※現在の労働条件が保証されない場合は、職員が大量に退職し、医療サービスを提供できなくなる場合も想定される。	医療法人等と新たに雇用契約を締結する必用がある。 ・現職員の継続雇用について、医療法人等と事前協議が必要となる。 ※現在の労働条件が保証されない場合は、職員が大量に退職し、医療サービスを提供できなくなる場合も想定される。
	基本的権利	争議権なし	労働三権付与 ※争議権の行使により、利用者に影響を及ぼす可能性がある。		